

遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は、井川漁業協同組合が免許を受けた内共 18 号第 5 種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている。水産動植物（あまご、いわな）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第 6 条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 1. 次の表ア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア漁種	イ漁法	ウ規模等	エ区域	オ期間
あまご	餌釣 和式毛鉤釣 フライ釣	針 1 本 シングル(フック)	特定区を除く 全区間	3 月 1 日より 9 月 30 日まで
	ルアー釣	針 1 本 シングル(フック) 針 1 本	特定区 大井川本流の 木賊堰堤から二 軒小屋ロッジの 7.5 km間	4 月 1 日以降で 漁協が定める日 から 10 月 31 日まで
いわな	餌釣 和式毛鉤釣 フライ釣	針 1 本 シングル(フック)	特定区を除く 全区間	3 月 1 日より 9 月 30 日まで
	ルアー釣	針 1 本 シングル(フック) 針 1 本	特定区 大井川本流の 木賊堰堤から二 軒小屋ロッジの 7.5 km間	4 月 1 日以降で 漁協が定める日 から 10 月 31 日まで

2. (禁止区域)前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる水域において水産動植物を採捕してはならない。

1	東俣えん堤上流端から上流へ 100m 下流端から下流へ 100m に至る区域
2	西俣えん堤上流端から上流へ 100m 下流端から下流へ 100m に至る区域
3	奥西河内えん堤上流端から上流へ 100m 下流端から下流へ 100m に至る区域
4	赤石沢えん堤上流端から上流へ 100m 下流端から下流へ 100m に至る区域
5	聖沢えん堤上流端から上流へ 100m 下流端から下流へ 100m に至る区域
6	木賊えん堤上流端から上流へ 100m 下流端から下流へ 100m に至る区域
7	滝見えん堤上流端から上流へ 100m 下流端から下流へ 100m に至る区域
8	赤石ダム上流端から上流へ 200m 下流端から下流へ 200m に至る区域
9	畑薙第一ダム上流端から上流へ 500m 下流端から下流へ 500m
10	畑薙第二ダム上流端から上流へ 300m 下流端から下流へ 300m
11	畑薙第二発電所放水口の上流端から上流へ 100m 下流端から下流へ 150m
12	静岡市葵区 1955 井川ダム上流端から上流へ 500m 下流端から下流へ 500m
13	明神川
14	外山沢
15	倉沢
16	西俣川中部電力取水堰堤上流端から上流の西俣川、北俣、小西俣
17	東俣川(大井川)中部電力取水堰堤上流端から上流
18	西俣川と悪沢の合流部から西俣川の 200m 上流部に至る区域
19	大井川と千石沢の合流部から大井川の 50m 上流部及び 200m 下流部に至る区域
20	大井川と蛇沢の合流部から大井川の 300m 上流部に至る区域
21	大井川と奥西河内川の合流部より大井川 450m 上流部から 200m 上流部に至る区域
22	滝見橋の 900m 下流部から 300m 下流部に至る区域
23	赤石沢橋上流端から赤石沢の 300m 上流部に至る区域
24	大井川と胡桃沢の合流部から大井川の 300m 上流部に至る区域
25	大井川と紅葉沢の合流部から大井川の 200m 上流部に至る区域
26	畑薙橋上流端の 700m 上流部から 200m 上流部に至る区域

(全長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表ア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げ

る全長以下のものを採捕してはならない。

ア魚種	イ全長
あまご	12cm以下
いわな	12cm以下

(釣大会等のための遊漁の制限)

- 第5条 1. 組合が釣大会等を開催するための一定期間一定区域における遊漁を制限した場合は、これにしたがわなければならない。
2. 組合は前項の制限をしようとする場合、その10日前までにその旨を公示しなければならない。
3. 前項の公示は、釣り場案内等、または組合の告示場に公示するものとする。

(遊漁料の額、及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、1000円添加して得た額とする。

漁種	区域	漁具漁法	遊漁料 (円)	
あまご	特定区を除く全区域	餌釣 和式毛鉤釣 針1本 フライ釣 シングル(フック) 針1本	1日券 1,000円	1年券 4,000円
	特定区 大井川本流の木賊堰 堤から二軒小屋ロッ ジの7.5km間	ルアー釣 シングル(フック) 針1本	1日券 4,000円 半日券 2,000円	
いわな	特定区を除く全区域	餌釣 和式毛鉤釣 針1本 フライ釣 シングル(フック) 針1本	1日券 1,000円	1年券 4,000円
	特定区 大井川本流の木賊堰 堤から二軒小屋ロッ ジの7.5km間	ルアー釣 シングル(フック) 針1本	1日券 4,000円 半日券 2,000円	

2. 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) イシグロ中吉田店 静岡市駿河区中吉田18-8
 イシグロ焼津店 焼津市大覚寺1261-1
 フィッシング遊 藤枝氏筑地524-1
 やまと溪流会 静岡市葵区平和二丁目13-19
 民宿 ふるさと 静岡市葵区田代678
 はしとら商店 静岡市葵区井川544-5
 南アルプス井川オートキャンプ場 静岡市葵区田代449-2

3. 次表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。
 ※ただし特定区を除く。

あまご、いわな	肢体不自由者	1日 500円
	中学生	年 2,000円
	小学生以下	無料

4. 第5条に基づく大会遊漁料は、前2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

大会名	釣大会遊漁料	
	大人（高校生以上）	小、中学生
あまご釣大会	4,000円	1,000円

(遊漁証に関する事項)

- 第7条 1. 組合は、第2条の納付をうけたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

ただし、特定区については特定区遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
 - (2) 漁具漁法
 - (3) 発行日
 - (4) 注意事項
 - (5) その他参考となるべき事項
 - (6) 発行者名
2. 遊漁証は他人に貸与譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 1. 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
2. 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わねばならない。

3. 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第9条 1. 漁場監視員は、この規則の執行に関して必要な指示を行うことができる。
2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯してかつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけなければならない。
- (1) 氏名
 - (2) 有効期限
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又はその後のその者の遊漁を拒絶することがある。
- この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

